

Aランク認定企業及びオスカー認定企業並びに知恵創出“目の輝き”認定企業並びに京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合投資実行企業専門家派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定及びオスカー認定並びに地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”企業認定を受けた企業並びに京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合が投資実行した企業（以下「認定企業等」という。）についての専門家派遣事業（以下「認定企業等専門家派遣事業」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、継続的な支援実施の促進を図り、もって認定企業等の育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「登録専門家」とは専門家登録事業実施要綱により、当財団に登録された専門家をいう。

2 この要綱において「非登録専門家」とは、当財団地域産業活性化本部マネージャー、チーフコーディネータ、技術コーディネータ、コーディネータ、アドバイザー（以下「コーディネータ等」という。）が適当と認めた当財団に登録されていない専門家をいう。

(専門家派遣対象者)

第3条 認定企業等専門家派遣の対象者は、京都市内に事業所等の主たる事業拠点を有する中小企業者（ただし、京都市税の滞納がある者及びみなし大企業を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けていること。
- (2) 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定審査委員会においてオスカー認定を受けていること。
- (3) バリュークリエーション審査委員会においてオスカー認定を受けていること。
- (4) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所において知恵創出“目の輝き”企業認定の認定を受けていること。
- (5) 京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合が投資実行した企業であること。

(認定企業等専門家派遣事業の実施要請)

第4条 認定企業等は、当財団に対し認定企業等専門家派遣事業の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、派遣を受けようとする登録専門家又は非登録専門家1名を指定し「専門家派遣要請書」（第1号様式）を当財団に提出し行わなければならないものと

する。

- 3 一の事業年度（当年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）における第1項の要請ができる期間は当年4月1日から翌年2月末日までとし、要請する認定企業等専門家派遣事業は専門家派遣要請書を提出した事業年度に係る3月20日までに完了するものでなければならない。

（専門家の紹介）

第5条 認定企業等専門家派遣事業の実施を要請しようとする認定企業等は、第4条第2項に定める登録専門家又は非登録専門家の指定が困難なときは、当財団に登録専門家又は非登録専門家の紹介を依頼することができるものとする。

- 2 当財団は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該認定企業等の意向を十分に把握したうえで、登録専門家の中から当該認定企業等の要請事項に対する支援に適切な登録専門家の紹介に努めるものとする。ただし、登録専門家の中に適当な者がいない場合は、非登録専門家を紹介することができる。

- 3 当財団が専門家を紹介する場合において、当財団が必要と認める専門家の協力が得られるときは、第1項の依頼をした認定企業等とその専門家とを直接面談させ、認定企業等専門家派遣事業の実施の要請事項に関して事前に調整させることができるものとする。この場合において、面談に応じた専門家に対する報酬は費用も含め無報酬とし、当該認定企業等及びその専門家は、当財団が当該認定企業等の要請事項に関する認定企業等専門家派遣事業の実施を決したものと解してはならないものとする。

（指定禁止の登録専門家等）

第6条 登録専門家及び非登録専門家を派遣しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する専門家については、前条の登録専門家及び非登録専門家として指定することができないものとする。

- (1) 指定しようとする専門家が派遣先認定企業等の代表者の4親等以内の親族であるとき
- (2) 指定しようとする専門家(専門家が所属する企業を含む。)と派遣先認定企業等との間に雇用関係、顧問関係その他のサービスの提供を含む継続的な商取引があり特別の利害関係があると認められるとき
- (3) 指定しようとする専門家が派遣先認定企業等の発行株式の総数若しくは出資口数の総数の5割以上を保有し、又は発行株式の総数若しくは出資口数の総数の5割以上を保有する企業に在籍しているとき

（認定企業等専門家派遣事業実施の決定）

第7条 認定企業等から認定企業等専門家派遣事業の実施の要請があったときは、コーディネータ等は要請内容の評価及び専門家の選定を行い、「専門家派遣要請内容評

価及び専門家選定書」(第2号-1様式又は第2号-2様式)を当財団に提出するものとする。

- 2 当財団は、前項の評価及び選定書により、次の各号に適合していると認めるときは、認定企業等専門家派遣事業の実施を決定するものとする。
 - (1) 認定企業等専門家派遣事業の実施を要請する認定企業等に、創業、経営革新等による経営向上、事業計画実現の意欲があること
 - (2) 認定企業等専門家派遣事業の実施の要請事項に、創業、経営革新等による経営向上、事業計画実現に係る目的若しくは目標が明確に示されていること
 - (3) 指定された専門家は、認定企業等専門家派遣事業の実施の要請事項に対する適切な支援を実施する知見・能力を有していること
 - (4) 認定企業等専門家派遣事業を実施することにより、要請する認定企業等に対する支援の効果が高いと期待できること
- 3 当財団は、前項の規定により認定企業等専門家派遣事業の実施を決定したときは、当該認定企業等に対しては「専門家派遣決定通知書」(第3号様式)により通知し、当該認定企業等専門家派遣事業に従事する登録専門家又は非登録専門家(以下「指定専門家」という。)に対しては「専門家派遣支援依頼書」(第5号様式)により依頼するものとする。ただし、非登録専門家を指定する場合、一の要請ごとに「専門家派遣同意書」(第6号様式)及び「個人情報保護に関する覚書」(第7号様式)を締結した者を指定専門家として、「専門家派遣支援依頼書」(第5号様式)により依頼するものとする。
- 4 当財団は、第2項1号から4号に規定する派遣の要件を満たさないと評価した場合は「専門家派遣要請評価結果通知書」(第4号様式)により通知する。

(派遣回数)

第8条 認定企業等専門家派遣事業の派遣は、一の認定企業等に対し一の事業年度において最大5回まで行うことができるものとする。

(派遣計画等)

第9条 指定専門家と対象の認定企業等は協議のうえ現地における指定専門家による支援が着手される前に、「専門家派遣実施計画書」(第8号様式)を連名で当財団に提出し承認を得なければならないものとする。

- 2 前項の計画書(添付書類を含む。)については、指定専門家がとりまとめて提出するものとする。
- 3 当財団は、指定専門家を派遣するに当たり、対象の認定企業等と指定専門家との連絡調整を適切に行い、認定企業等専門家派遣事業による支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

(派遣内容の変更・中止)

第 10 条 対象の認定企業等及び指定専門家は、次の各号の一に該当する場合には、双方協議のうえ、直ちに「専門家派遣変更（中止）届出書」（第 9 号様式）を当財団に提出しなければならない。

- (1) 指定専門家の派遣回数を変更しようとするとき
- (2) 支援の内容を著しく変更しようとするとき
- (3) 支援を中止しようとするとき

（実施決定の取消）

第 11 条 当財団は、次の各号の一に該当すると認めるときは、認定企業等専門家派遣事業の実施決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定専門家が第 6 条で禁止される登録専門家又は非登録専門家であることが判明したとき
- (2) 指定専門家はその専門の資格を喪失したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他当財団が必要と認めるとき

2 前項の規定により認定企業等専門家派遣事業の決定を取り消したときは、当財団は、第 14 条の規定にかかわらず、指定専門家の謝金を支払わず、又は支払った謝金の返還を求めることができるものとする。

（受益者負担金）

第 12 条 認定企業等専門家派遣事業に関する認定企業等の受益者負担金は要しないものとする。

（報告書の提出）

第 13 条 指定専門家は、対象の認定企業等に対し、第 9 条に規定する派遣実施計画に基づく支援がすべて終了した日から起算して 10 日を経過した日又は当該認定企業等専門家派遣事業が実施されている事業年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに「専門家派遣業務報告書」（第 10 号様式）により、当該認定企業等専門家派遣事業の業務実績を当財団に報告しなければならない。

2 当該認定企業等は指定専門家による支援が終了した日から起算して 10 日を経過した日又は当該認定企業等専門家派遣事業が実施されている事業年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに「専門家派遣内容等報告書」（第 11 号様式）により、当該認定企業等専門家派遣事業による自ら受けた支援の内容を当財団に報告しなければならない。

（指定専門家の謝金）

第 14 条 当財団は、前条の報告書が提出された後、最終提出日の翌日から起算して 30 日以内に指定専門家に謝金を支払うものとする。

2 謝金の額は、指定専門家が対象の認定企業等に対する現地での支援を概ね 2 時間実

施した日を1回の派遣回数とし、一の要請に係る派遣回数に28,520円を乗じた額とする。

- 3 前項の謝金の額には、派遣旅費、当該認定企業等との協議に要する経費、調査に要する経費、源泉所得税、消費税及び地方消費税相当額その他指定専門家の支援の実施に要する費用の一切を含むものとする。

(補助金事業)

第15条 当財団は、認定企業等専門家派遣事業が京都市から補助金の交付を受けて実施するものであることに配意し、適正かつ計画的な事業執行に努めなければならないものとする。

- 2 当財団は、一の事業年度の認定企業等専門家派遣事業に係る予算の執行が完了したときは、第4条第3項及び第7条第1項の規定にかかわらず、認定企業等の要請を受け又は認定企業等専門家派遣事業の実施を決定することができないものとする。
- 3 当財団は、対象の認定企業等及び指定専門家に対し、認定企業等専門家派遣事業の実施に関して京都市の検査が行われるときは、これに必要な協力を求めるものとする。

(成果の帰属等)

第16条 認定企業等専門家派遣事業の成果は、すべて対象の認定企業等に帰属させるものとする。

- 2 指定専門家と対象の認定企業等との間に紛争が生じたときは、その当事者間で誠実に処理するものとする。
- 3 認定企業等専門家派遣事業の実施に当たり、第三者に損害が生じたときは、対象の認定企業等と当該第三者の間で誠実に処理するものとする。
- 4 指定専門家は、認定企業等専門家派遣事業の実施に関し故意又は過失がない限り、当該認定企業等又は前項に規定する第三者に対し、損害の責を負わない。
- 5 当財団は、この要綱に基づき認定企業等専門家派遣事業を実施する限りにおいて、対象の認定企業等、指定専門家又は第3項に規定する第三者に対し、何等の責も負わない。

(成果の普及)

第17条 当財団は、認定企業等専門家派遣事業による事業の効果が確認できた事例について、対象の認定企業等の同意を得て、対象の認定企業等の利益を害するおそれのない範囲内で公開し、他の中小企業者等の参考に供するものとし、指定専門家は、これに協力し、対象の認定企業等は、事例公開の取組に必要な配慮をするものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認定企業等専門家派遣事業の実施に必要な事項については、地域産業活性化本部企業成長支援部長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

この要綱の施行に伴い、京都市未来創生企業成長プロジェクト専門家派遣事業実施要綱（平成 28 年 7 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正後の要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。